

令和 6 年度

東近江市農業委員会
第 1 回（4 月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水) 午前9時30分から午前11時20分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 37人 欠席委員 3人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	欠	30	出
11	出	31	出
12	欠	32	欠
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長(会長)	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

- 議案第 5 号 東近江市農用地利用集積計画（案）について
 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
 議案第 7 号 土地改良事業参加資格交替の申出について
 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の報告について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
 報告第 3 号 農地の貸借権の合意解約の報告について
 報告第 4 号 土地改良事業参加資格交替の申出について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	出	主 任	出
参 事	出	主 任	出
主 幹	出	主 事	出

農業水産課

主 事	出		

6. 会議の内容

議 長 それではただ今から、令和 6 年度 第 1 回（4 月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は 37 名、欠席者数は 3 名（〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
 議席番号 20 番〇〇〇〇委員、21 番〇〇〇〇委員のお二人を指名します。

日程第 2 は、議事の上程であります。委員各位への議案書送付後において、別紙 議案第 7 号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案、及び報告第 4 号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加報告として上程するよう申し入れがありました。
 このことについて、事務局より説明があります。

事務局 みなさんおはようございます。今回の人事異動により農業委員会事務局参事に拝命いたしました〇〇です。よろしくおねがいします。それでは別紙、議案第 7 号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案、及び報告第 4 号

「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加報告として上程させていただきたいことにつきまして、説明します。

議案第7号につきましては、耕作者から所有者への土地改良事業参加資格交替の申出でありまして、土地改良法施行令第1条の3第2項、及び同法施行規則第2条第3項の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内にその申出を承認するか否かを決定しなければならないとされていることから、以前より追加議案としての取り扱いをさせていただいております。

また、報告第4号につきましては、所有者から耕作者への土地改良事業参加資格交替の申出でありまして、土地改良法施行令第1条の5により前条の規定を準用し、報告するものです。以上で説明をおわります。よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終了しました。

別紙、議案第7号「土地改良事業資格交替の申出について」を追加議案として審議、及び報告第4号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加報告することについて、何かご意見はございませんか。
ご意見のある方は挙手いただき、指名後に発言をお願いします。

（「異議なし」の声）

異議がありませんので、追加議案及び追加報告を上程することについて認めてよろしいか。

（全員賛成）

それでは、追加議案及び追加報告について上程することを認めます。

日程第2、議事の上程です。

最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書2ページをご覧ください。

番号1について、議案書の記載のとおり、乙女浜町地先の農地1筆 面積2,630平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号2について、議案書の記載のとおり、乙女浜町地先の農地2筆 合計面積2,186平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号3について、議案書の記載のとおり、五個荘七里町地先の農地1筆 面積96平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号4について、議案書の記載のとおり、五個荘三俣町地先の農地1筆 面積95平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

議案書3ページをご覧ください。

番号5について、議案書の記載のとおり、きぬがさ町地先の農地2筆 合計面積2,462平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号6について、議案書の記載のとおり、種町地先の農地4筆 合計面積2,851平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

番号7について、議案書の記載のとおり、外町地先の農地2筆 合計面積3,029平方メートル について売買による所有権移転の申請がありました。

番号8について、議案書の記載のとおり、外町地先の農地1筆 面積719平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号9について、議案書の記載のとおり、外町地先の農地2筆 合計面積3,299平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

議案書4ページをご覧ください。

番号10について、議案書の記載のとおり、鋳物師町地先の農地1筆 面積1,203平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号11について、議案書の記載のとおり、上大森町地先の農地1筆 面積647平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号12について、議案書の記載のとおり、湯屋町地先の農地1筆 面積2,900平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号13について、議案書の記載のとおり、下麻生町地先の農地1筆 面積102平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号14について、議案書の記載のとおり、平松町地先の農地2筆 合計面積227平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

番号15について、議案書の記載のとおり、市子沖町地先の農地1筆 面積1,994平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号16について、議案書の記載のとおり、栗見出在家町地先の農地1筆 面積171平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号17について、議案書の記載のとおり、芝原町地先の農地3筆 合計面積2,973平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号18について、議案書の記載のとおり、芝原町地先の農地1筆 面積247平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号 19 について、議案書の記載のとおり、横溝町地先の農地 1 筆 面積 142 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

議案書 6 ページをご覧ください。

番号 20 について、議案書の記載のとおり、横溝町地先の農地 1 筆 面積 119 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号 21 について、議案書の記載のとおり、中小路町地先の農地 1 筆 面積 495 平方メートルについて交換による所有権移転の申請がありました。

番号 22 について、議案書の記載のとおり、中小路町地先の農地 1 筆 面積 498 平方メートルについて交換による所有権移転の申請がありました。

番号 23 について、議案書の記載のとおり、池田町地先の農地 1 筆 面積 1,604 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

なお、番号 16 の申請地の現況は碎石が敷かれていること、番号 23 の申請地の現況については、雑草木が繁茂している状況であることから農地復元利用計画書を提出されており、碎石の除去の他、雑草木の除草及び伐採をされた後に、畑として利用される計画です。

農地法では権利の取得後、概ね 1 年以内に耕作又は養蓄の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作または養蓄の事業を行うと認められない場合は許可できないこととなっておりますが、許可後、令和 6 年 7 月末頃には復元される計画であり、内容についても復元可能と判断いたしました。

番号 13、番号 14、番号 19～番号 22 の譲受人の取得後における耕作面積が 50 アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。また、番号 3、番号 4、番号 16 の農地を初めて取得される方については、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれることや継続的に農地を管理していく意思について営農計画書で確認しています。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力すること、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どちらの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 から番号 23 までを一括して、御意見をお聞きしますがいかがでしょうか。

よろしいですか。他に御意見もないようですので、採決に移ります。
本案について、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。

番号 1 について御説明いたします。

本件は、横溝町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地 2 筆、合計面積 257 平方メートルの土地を農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の祖父が昭和 40 年頃から、住宅として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

本申請地は申請人が父親から相続し、相続登記を行う中で転用の許可を受けていないことが分かり、転用の申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、申請地を以前住居として使用しており、現在は農業の為の休憩場所兼農業用物置として利用しています。申請地周辺には申請人の農地及び母屋があり利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農作業時の休憩場所及び農業用物置として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、申請地南側の道路側溝に放流処理されます。

申請地は、第 1 種農地と判断できます。しかし、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 2 について御説明いたします。

本件は、近江八幡市に居住する者が、自ら所有する今在家町地先の農地 2 筆、合計面積 518 平方メートルの土地を一般住宅及び駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の両親が昭和 49 年頃から住宅、倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

本申請地は申請人が母親から相続し、相続登記を行う中で転用の許可を受けていないことが分かり、転用の申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は申請者の母親が去年まで住宅として利用していましたが、現在は誰も住んでいません。現在も法事などで親戚が集まることもあり、申請者も将来的に実家に戻る予定であるため、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、住宅、倉庫、駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、農地区分が第3種農地であるため、原則許可できるとなっております。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について御説明いたします。

本件は、長町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地3筆、合計面積817平方メートルの土地を一般住宅及び駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人が以前から住宅、倉庫、駐車場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっております。

本申請地は申請人が父親から相続し、相続登記を行う中で転用の許可を受けていないことが分かり、転用の申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、現在本申請地に家族で居住しており、今後も自宅として使用していきたいと考えています。また、農業を行っており、所有している農地に近接し、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、住宅、倉庫、駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

29番 番号1は、横溝町ですが、ご覧の通り地目は畑ですが現状宅地であり顛末書案件です。土地は2筆で、建物があり昔住んでいましたが、現在は別のところに母屋を建て住んでおられます。今回の申請個所の近隣に田んぼを所有しており農作業時の休憩場所及び農業用物置として利用されます。県道と沿いであり、周辺は農地であり隣に建物がありますが、現地確認する限り問題はありません。

29番 番号2についても顛末案件であります。娘さんが近江八幡市に住んでおられるが、今まで住んでおられた母親が亡くなって、相続の時に農地転用が出来ていないことが解かりました。土地については2筆になっており、大きい土地が建

物、小さい土地が駐車場です。昭和 49 年に建てられている経過もありますので、よろしくお願いします。

18 番 番号 3 は、農地転用の許可を受けずに住宅として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。申請地については、相続時に分かり親から農地法の手続きを済ましていると思っており、今回顛末書付きの申請となっています。現状は見て頂いたとおり、住宅と駐車場が完備されており、周辺も住宅を建てられる建設もされており、道沿いの左側は集落とつながっているので顛末案件ではありますが特に問題はありませんでしたのでよろしくお願いします。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、まず番号 1 について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

では、番号 2 について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

では、番号 3 について何か御意見はございますか。

21 番 やむを得なし。

議長 ありがとうございます。それでは、御意見等他にございませんか。では採決に移ります。
本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」と関連します議案第 4 号「事業計画変更承認申請について」を議題と致します。

事務局 それでは議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、及び議案第 4 号、事業計画変更承認申請について次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号 1 について御説明いたします。

本件は、今在家町に所在する土木工事を営む法人が、同町地先の農地 1 筆、面積 499 平方メートルの土地を売買で取得し、露天駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、申請地の隣接地で土木工事業を営んでいますが、事業拡大により既存の施設だけでは、駐車場が手狭であり、新しい駐車場が必要であり、自社に隣接し、利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、駐車場 21 台分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、盛土を行い、転圧後碎石仕上げとする計画で、雨水については、地下浸透で処理されます。
申請地は、第1種農地と判断できます。しかし、隣接する既存施設の面積は1098㎡、その2分の1は約549㎡であるので許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できるものです。
また、令和5年12月7日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。
本件は、野洲市で不動産業を営む法人が、今堀町地先の農地1筆、面積1,114平方メートルの土地を売買で取得し、共同住宅として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は周辺に県・市営住宅があり、駅や商業施設にも近く、住環境に恵まれており、新しい住宅の需要があるため当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、共同住宅2棟20戸分として利用されます。
土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、盛土を行った後、アスファルト仕上とする計画です。雨水については、敷地内に新設する吸込み槽で地下浸透処理されます。
申請地は、第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。
他添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。
本件については、先月の月例総会で議案上程いたしましたが、継続案件となっていました。令和5年10月11日に資材置場として農地転用許可がありました。が、造成は行われておらず、利用に供していないことから事務局として資材置場の不足と見受けられないと判断したところです。申請人の代理人になぜ利用に供していないのか聞き取りをしましたところ、元々、滋賀県の公共事業工事で出た残土を使用して造成工事を行う予定であり、当初予定から遅れが生じていたため、造成ができなかったとの事です。しかし、残土の搬入目途が立ったとの事であり、近々に造成をされる見込みです。ただ、事業拡大に伴い、現状では、重機置場及び資材置場が不足し、新たに重機置場及び資材置場の確保が必要との事であり、継続となっている5条転用許可申請と一括利用することとなったため、事業計画変更承認申請を受理しています。
本件は、永源寺相谷町に所在する土木事業を営む法人が、同町地先の農地1筆、面積1,292平方メートルの土地を売買で取得し、重機置場及び資材置場として利用するために転用の申請があったものです。
土地の利用計画については、建設資材、残土・碎石、重機置場として利用されます。
土地の造成計画につきましては、耕土鋤取り、整地仕上げとされます。
雨水については、勾配を設けて隣地の排水施設で適切に処理されます。
申請地は、申請地は団地規模がおおむね10ヘクタール未満で、近傍の標準的な

農地と比べて生産性の低い農地である第2種農地であり、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものは例外的に許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

18番

番号1ですが今、写真で見て頂いています赤で囲んだ所が申請農地となります。黄色で囲んでいますところが申請を提出している会社です。事務所の右隣が申請地となっておりますので、事務局の説明のとおり許可するにあたっては相当だと思います。あと写真には写っていませんが、残った田んぼを耕作する出入口も確保出来ていますので田んぼの耕作についても特に問題はありません。

27番

番号2、3番ですけど、今堀町の案件です。共同住宅2階建てです。隣接には県営、市営の団地や民家、新しい団地もありますので転用については特に問題ないと思いますので審議よろしく願います。

つぎに永源寺相谷町、前回からの引継の資材置場、重機置場の置場ですが、前回申請されている場所ですが県工事の遅れにより残土が入らないので着工出来ず今に至っている状況です。9月末までには何とかかなりそうなので前回申請を変更し工事が進んでいくと置場が不足するため、今回申請の場所入り口の隣接に重機と残土置場に使用されているため、今後一体利用されることです。前回の申請地と今回の申請地が約400メートル離れていますが一体利用されるので特に問題はないと思いますので検討をお願いします。

議 長

事務局の説明及び調査報告が終わりました。

それでは御意見等伺いたいと思います。

まず、議案3号の番号1について何かございませんでしょうか。よろしいですか。

では、議案3号の番号2について何か御意見はございますか。よろしいですか。

では、議案3号の番号3および関連する議案4号番号1について継続審議になっている部分もございしますが御意見を伺って行きたいと思います。よろしいですか。

それでは、御意見等他にございませんか。では採決に移ります。本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

農業水産課の〇〇です。

議案の説明に入る前に、まず一点ですが本日事務局から配布しています議案書表紙の差し替えをお願いします。変更理由についてはこの後説明させていただきます。

議案第5号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

通常であれば、毎月月末に公告をしていますが、今回については地域計画との兼ね合いにより、今回は令和6年4月25日に農用地利用集積計画の公告を予定しております。なお、この公告によって所有権が移転され利用権が設定されることになります。

本日渡しています資料の方が公告日4月25日になっております。事前に渡しています資料が4月30日になっていましたが先ほど申し上げたとおり地域計画との兼ね合いにより、地域計画の広告よりも先に農用地利用集積計画を広告する必要がありますので日付の変更がありましたのでよろしくお願いします。

あと、もう一点ありまして、事前に渡しています議案書の27ページ最終のページ番号28番ですが、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権設定につきましては、本日3条の方で利用権設定が上程されていますので28番については利用権の貸し借りは取り下げさせていただきます。この2点の変更を含めた物が本日、渡しています表紙の方になっています。

今回の所有権移転は5件8筆14,668㎡、利用権設定は27件62筆132,780㎡です。設定を受ける認定農業者は15名で50筆119,749㎡が集積されており、認定農業者への集積率は約81%です。

まず、議案書の1ページから5ページまでが所有権移転で、6ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページ番号1の所有権を移転する農地は芝原町の1筆であり180,000円を対価として売買により令和6年5月10日に所有権が移転されます。移転をする者は小脇町に居住する者で、移転を受ける者は芝原町に居住する者となっております。

なお、移転を受ける者は認定農業者資格を取得されていませんが、認定農家である農事組合法人〇〇〇〇の構成員であり、農地を取得したと同時に当該法人に利用権設定をする予定です。利用権設定については、議案書11ページ番号8に該当し、利用権の始期日を令和6年5月10日としております。このことから、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に基づき、認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付けで法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

2ページ番号2の所有権を移転する農地は勝堂町の3筆であり、合計1,149,000円を対価として売買により、令和6年5月10日に所有権が移転されます。移転

をする者は勝堂町に居住する者で、移転を受ける者も勝堂町に居住する者となっております。

3 ページ番号 3 の所有権を移転する農地は南清水町の 1 筆であり、50,000 円を対価として売買により、令和 6 年 5 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は東京都杉並区成田東五丁目に居住する者で、移転を受ける者は南清水町に所在する農事組合法人となっております。

4 ページ番号 4 の所有権を移転する農地は鋳物師町の 2 筆であり、合計 339,800 円を対価として売買により、令和 6 年 5 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は鋳物師町に居住する者で、移転を受ける者も鋳物師町に居住する者となっております。

5 ページ番号 5 の所有権を移転する農地は大中町の 1 筆であり、2,561,580 円を対価として売買により、令和 6 年 5 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は登記名義人の〇〇〇〇で、移転を受ける者は近江八幡市大中町に所在する法人となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、6 ページから 26 ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっています。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案について何か意見はございますか。
意見がないようですので、採決に移ります。
議案第 5 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。
また、本議案につきましても関係者に、〇〇〇〇委員 がおられます。
農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号農用地利用集積等促進計画（案）を説明いたします。
県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。

なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定は、地域計画に定められる目標地図に記載のある耕作者へのみ可能となっております。今回の農用地利用集積等促進計画において地域計画の定められていない地域においては、農地中間管理機構が促進計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見聴取を行うことで利用権の設定が可能となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第3項により農業委員会の意見を聴くこととなっております。

本日の月例総会の後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書1ページ目をご覧ください。

農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。

次に、9ページ目をご覧ください。こちらは農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。

今回、232筆、414,628㎡の利用権を設定いたします。

また、県の公告日は令和6年5月31日を予定しています。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それではここで審議に入ります前に、〇〇〇〇委員には、一時退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますか。

ないようですので、採決に移ります。議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員の入室・着席をお願いします。

次に議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号「土地改良事業参加資格交代の申出について」について説明いたします。

追加議案の2ページから4ページをご覧ください。

今回、国営湖東平野土地改良事業、県営湖東平野1期地区土地改良事業愛知川沿岸土地改良区を行う土地改良事業において参加資格交替申出があった件数は5件です。これらは、所有者から事業に参加する旨の申出を受け、審査を行った結果、承認するものです。説明は以上となります。

す。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案について何か御意見はございますか。

1 6 番 4 ページ中段の住所ですが、芝原南町ですが芝原南町であれば芝が間違ってますし、芝原町であれば南は要らないしどちらの住所が正しいですか。

事務局 柴原南町ですので、芝の字が間違っています。
住所と大字の芝が間違っていますので柴に訂正をお願いします。
すいません。

議 長 他本案について何か御意見はございますか。
御意見もないようですので採決に移ります。
議案第 7 号「土地改良事業参加資格交替の申出について」承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
事務局の方に資料のチェックを度々簡易な訂正が沢山ありますのでダブルチェックして厳正に作成をお願いします。

2 1 番 議案の質問ではありませんが、事務局にお願いですが、議案書の参考資料地図を見てください。地図の状況ですが、1 ページの横溝町案件を例に言いますと前の地図より解かりやすくなっていますが今の現況と違う説明がしてあったりすることが沢山あります。4 条—1 横溝町案件の申請地から左下にさがると大きな交差点があります。〇〇診療所があって、その横にデイサービス〇〇〇〇と表示されていますが、今そこには無いです。表示されている上に道路に二つの建物横に並んでいるのが〇です。デイサービスと表記されているところは田んぼではありません。ドラックストア建っています。それから横に大きな信号がある交差点を斜め右下にさがると工事中と表示されていますが、コンビニが建っており営業しています。以前は交差点の角にありましたが拡張されて建っています。状況として場所がわからないことがあります。すぐに地図の表示が変わらないので無理やと思います。少し気を付けて見て欲しい。見て変わってあれば手書きで良いので直してほしい。東近江市は区域が広いので解かりません。画面説明で説明して貰うと場所が解かります。せっかく事前に議案書と一緒に送って貰っているのでも場所が解からない所があります。あと 4 ページ 5 条—1 今在家町の事業者が露天駐車場される件についても画面説明では事務所の位置が解かりましたが、今の地図では何も書けてないので田んぼなのか、田んぼならどこから進入するのかな、疑問は見たときに解かるようにして欲しいと思います。今回の地図以前に比べて解かりやすくなりましたが、転用などされる場所としては基本、田んぼや畑なので大変ですが事前に資料を送って頂いているので見て理解出来ない資料で駄目なので事務局の方で注意して見て解かるように付け加えたり訂正したりして欲しいと思いました。

事務局 ご指摘頂いたとおりと思います。地図の方が、なかなか最新の地図に更新出来ませんので、地図は位置が解かるべきものなので最新の施設などに更新されている場合は十分に気を付けて、訂正した上で資料にして行きます。

議長 特に参考資料については、〇〇議員のとおり精査をしながら解かりやすいようにお願いします。
それでは次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第4号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。
議案書12ページをご覧ください。
1番、中野町の分譲宅地の案件から3番、鉢光寺町の駐車場の案件の3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」説明します。議案書13ページから18ページをご覧ください。
番号1から番号33まで、全て相続により所有権を取得されたものです。
届出人の「あっせん希望の有無」については、番号13が「有」となっておりますが解決しています。
他の届出人については、すべて無となっております。

報告第3号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。
議案書の19ページ、20ページをご覧ください。
賃貸借権の合意解約につきましては、1番から8番までです。
合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

報告第4号「土地改良事業参加資格交替の申出について」説明いたします。
追加議案書の5ページ、6ページをご覧ください。
この案件につきましては、愛知川沿岸土地改良区が行う土地改良事業に係るもので、所有者から耕作者への「土地改良事業参加資格交替」の申出を受理したものです。
これにつきましては、土地改良法施行令第1条の4第2項を準用する第1条の5により、報告させていただくものです。
報告案件は以上となります。よろしくお願いします。

議長 事務局の報告が終わりました。
この報告について何か御質問はございますか。

13 12ページ報告事項第1号案件、番号2株式会社〇〇〇〇の案件ですが譲渡人が草津市の〇〇〇〇株式会社となっております。地目が田になっていますが〇〇〇〇株式会社が農地を所有していることが有るのがお聞きしたいのと、資料の15ページと18ページにもありますが15ページ番号16〇〇〇〇さんですが16番に外1筆17番にも外2筆と書き方がしています。同じく18ページの番号31

番32番〇〇〇〇さん31番には外9筆32番は横溝町970番1となっていますが、書き方はどのような理由があるか教えて頂きたいと思います。

事務局 報告第1号の2番案件ですが〇〇〇〇株式会社が元の所有者になっていますが届出書の理由書の中に〇〇〇〇株式会社が過去に5条で農地転用を出されていましたが、所有権移転だけで現状なにもしない状態で農地のままで所有していたので農地転用の空振りとなります。この空振りについての現状が農地の場合の取り扱いについては、もう一度転用届を行って頂くことで、理由書を頂いておりますので、今回は法人から法人となっています。次の報告案件の16番17番ですが真ん中から右、権利を取得した年月日が、それぞれ違うので案件を分けています。同じく31番32番も権利を取得した年月日それぞれ違うので案件を分けています。

議 長 他にご意見は無いでしょうか。
それでは、ご意見がないようですので、報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。
これをもって令和6年度第1回（4月期）月例総会を終了いたします。
長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

20番

21番